

商品概要説明書

福島銀行

(2024年10月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	期日指定定期預金 (新型期日指定定期預金)														
2. お取扱対象先	個人のお客様														
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長 3年 (預入後1年間は据置) ・満期日は、預入日の1年後の応答日から最長預入日までの間の任意の日を指定することができます。ただし、満期日の指定をするときはその1ヶ月前までに通知することが必要です。指定された満期日から1ヶ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。 														
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1円以上300万円未満 (ただし、総合口座は1万円以上) 1円単位														
5. 払戻方法	据置期間 (1年間) 経過後または、満期日以後一括で払戻します。														
6. 利息・利率 (1) 適用利率 (2) 期間内利息 (3) 利払方法 (4) 期間後利息 (5) 計算方法	預入時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を満期日まで適用します *適用利率は、当行ホームページをご覧ください 複利型 <ul style="list-style-type: none"> ・1年ごとに利息を元加する複利方式 解約日に預入日から満期日の前日までの日数および下記の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、満期日以後に一括してお支払します。 <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上2年未満・・・預入時の店頭表示利率の「2年未満」の利率 ・2年以上・・・預入時の店頭表示利率の「2年以上」の利率 解約 (支払い) 時点の普通預金利率を適用します 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算														
7. 税金	お利息に20.315% (所得税および復興特別所得税: 15.315% 住民税: 5%) の税金 (分離課税) ががかかります。(2037年12月31日まで適用) マル優ご利用の場合は非課税になります。														
8. 手数料	—														
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます *この場合の貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率を適用します *貸越限度額は、担保定期預金の90%または500万円のいずれか少ない金額とします ・マル優 (マル優利用資格者のみ) の取扱ができます 														
10. 預入期間中の中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前の解約は原則できません ・やむを得ず中途解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の利率 (小数点第4位以下切り捨て) によって1年複利の方法により計算します。ただし、解約日の普通預金の利率を下回らないこととします。(ただし、6か月未満を除く) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">中途解約日までの預入期間</th> <th style="width: 60%;">中途解約日の適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td> ①2024年10月10日以前にお預入れの場合 解約日における普通預金の利率 ②2024年10月11日以降にお預入れの場合 約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方の利率 </td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約日の適用利率	6ヶ月未満	①2024年10月10日以前にお預入れの場合 解約日における普通預金の利率 ②2024年10月11日以降にお預入れの場合 約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方の利率	6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×40%	1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×50%	1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×60%	2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×70%	2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率×90%
中途解約日までの預入期間	中途解約日の適用利率														
6ヶ月未満	①2024年10月10日以前にお預入れの場合 解約日における普通預金の利率 ②2024年10月11日以降にお預入れの場合 約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方の利率														
6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×40%														
1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×50%														
1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×60%														
2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×70%														
2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率×90%														
11. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、店頭掲示ポスター等をご覧ください。														
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続のお取扱ができます *最長預入期限に前回と同一の期日指定定期預金に自動継続します (継続された預金についても同様の取扱とします) *継続後の利率は、継続日における当行所定の利率を適用します *継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその満期日) までにその旨お申出ください ・元金・利息のお取り扱い 元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日もしくは中間利払い日が銀行休業日の場合は、指定口座より払戻しができるのは翌営業日以降となります ・定期預金通帳 (通帳レス含む) でのお預入れの場合に限り自動解約のお取り扱いができます。 														
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先: 一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号: 0570-017109 または 03-5252-3772														